

30分
で
よくわかる

令和4年施行 育児・介護休業法



開催日

3/2 (水)

3/4 (金)

10:30～11:00
または
13:30～14:00

※内容は全て同一です。

令和4年4月から順次施行

まだ間に合う！
企業が押さえておくべき、改正「育児・介護休業法」

改正内容
対応時期
対応内容
を解説！

- 1 最重要改正項目！男性の育児休業取得促進策
- 2 企業に義務化「育児休業を取得しやすい」環境づくり
- 3 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和
- 4 育児休業の分割取得が可能に
- 5 育児休業取得状況の公表が義務化

わかりやすく
解説します！



弁護士法人ALG & Associates
執行役員・弁護士

家永 勲 氏

お申込み ※右のQRコードからもお申込みいただけます。

https://www.obc.co.jp/sem_kyugyo



PROGRAM

お申込み ※右のQRコードからもお申込みいただけます。

https://www.obc.co.jp/sem_kyugyo



セミナー概要

令和4年4月、「男女ともに仕事と育児・介護を両立できる社会を実現する」という主旨のもとに改正された育児・介護休業法がよいよ施行される。

男性の育児休業取得促進策として「出生時育児休業」が新設されるなど、従業員にとって育児・介護休業が取得しやすくなった一方で、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりが企業に義務化される等、企業は法改正への対応を迫られている。

改正前後で何が変わったのか？企業に必要な対応とは？
施行までに押さえておきたい改正育児・介護休業法の対応内容を、弁護士が30分で解説する。

※本セミナーはすべて録画配信です。（録画日：2022年1月31日）

講師紹介



家永 勲 氏

弁護士法人ALG & Associates 執行役員・弁護士

企業法務全般の法律業務を得意とし、使用者側の労働審判、労働関係訴訟の代理人を務める等、企業側の紛争及び予防法務に主として従事。企業法務におけるトラブルへの対応とその予防策についてセミナーや執筆も多数行っている。近著に「中小企業のためのトラブルリスクと対応策Q&A」や「中小企業の防災マニュアル」（労働調査会）など。

30分でよくわかる！令和4年施行「育児・介護休業法」

日時	2022年3月2日(水) 10:30~11:00 / 13:30~14:00 2022年3月4日(金) 10:30~11:00 ※内容は全て同一です。 ※Zoomで録画を配信いたします。 ※本セミナーは、2021年9月に開催した「30分でよくわかる！令和3年改正「育児・介護休業法」と同内容です。
対象	経営者、人事総務責任者の方
定員	各日200名
共催	東京海上日動パートナーズTOKIO / 宝印刷株式会社 / 株式会社オービックビジネスコンサルタント
お問い合わせ	株式会社オービックビジネスコンサルタント 坂本 / 大槻 / 本澤 mail : obc-as@obc.co.jp (9:00~17:00 土日祝祭日を除く)

- ※ 講師・共催企業と同業の方、弁護士の方、個人の方はお申込みをお断りする場合がございます。
- ※ 講師・講演内容は予告なく変更になる可能性がございます。
- ※ 新型コロナウイルスの影響により講演が中止になる可能性がございます。